

個人情報ファイル簿

1 個人情報ファイルの名称	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2 行政機関等の名称	知事	
3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部市町支援課	
4 個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳ネットワークを通じて全国共通の本人確認を行うため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
5 記録項目	1個人番号、2住民票コード、3氏名、4性別、5生年月日・年齢、6住所、7これらの変更情報	
6 記録範囲	石川県内の住民（石川県内のいずれかの市町において、住民基本台帳法第5条に基づき住民基本台帳に記載された住民を指す） ※住民基本台帳に記載されていた者で、転出等の事由により住民票が削除（死亡による消除を除く）された者を含む	
7 記録情報の収集方法	住民基本台帳法第30条の6に基づき、石川県内の各市町長から電気通信回線を通じて、石川県の電子計算機に送信される。	
8 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9 記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構、石川県教育委員会	
10 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	3欄に記載の担当課又は総務部総務課行政情報サービスセンター（石川県金沢市鞍月1丁目1番地（郵便番号920-8580））	
11 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	記録項目の内容については、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第30条の35に基づき全部又は一部の訂正請求ができる。	
12 個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
15 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
19 備考	特定個人情報ファイル	

